

# ブラインドサッカー女子日本代表チーム

## 選考規程

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会

### 第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、本協会）が、ブラインドサッカー（以下、視覚障がい者5人制サッカーB1クラスと同義）女子日本代表（以下、女子日本代表）に関する競技者、スタッフを選考するために定めるものとする。

### 第2条 範囲

- 2.1 女子日本代表選手とは、特定の競技会、遠征等に派遣する時に招集した選手を指す。
- 2.2 スタッフとは、ブラインドサッカー女子日本代表チーム部に所属するスタッフ、および、特定の競技大会、遠征に派遣するためのスタッフを指す。  
スタッフには、ブラインドサッカー女子日本代表監督は含まず、代表監督の選考は理事会が行う。

### 第3条 登録

- 3.1 女子日本代表選手、スタッフは本協会に定められた登録を行う。

### 第4条 国籍

- 4.1 女子日本代表選手は、日本国籍を有すものとする。
- 4.2 女子日本代表スタッフは前項の限りではない。

### 第5条 女子日本代表選手の選考条件

- 5.1 競技力、人間性、社会性等を勘案し、ブラインドサッカー女子日本代表監督が選出したもの。
- 5.2 当協会、および、JPC等が必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 5.3 当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。
- 5.4 視覚障がいがあり国際クラス分けにおいてB1クラス～B3クラスに認められているもの、ないし、認められうるもの。
- 5.5 女子日本代表選手およびスタッフが18歳未満の場合、その保護者が同意書に署名するもの。

第6条 女子日本代表スタッフの選考条件

- 6.1 競技力、人間性、社会性等を勘案し、ブラインドサッカー女子日本代表の競技力向上に有益な活動ができる指導者、スタッフであると、ブラインドサッカー女子日本代表監督が判断し、認めるもの。
- 6.2 当協会、および、JPC等が女子日本代表スタッフとして必要とする手続きを、遅滞なくできること。
- 6.3 当協会が別途定める各種規程等を遵守する、および、誓約書に署名するもの。

第7条 選考の承認

- 7.1 女子日本代表選手およびスタッフは、監督が推薦し、理事会が承認する。

第8条 協議事項

- 8.1 本規程の定めがない事項または疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第9条 不服申し立て

- 9.1 女子日本代表選手の選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決するものとする。

第10条 本規程の改訂

- 10.1 本規程の改訂、廃止は理事会の承認によるものとする。

第11条 施行・改訂

- 11.1 本規程は2017年3月6日から施行する。